大和市自立支援給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第５０号

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則（平成１８年大和市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設若しくは法第５条第１項に規定するのぞみの園により行われた法第３０条第１項第１号に規定する指定障害福祉サービス等を受けたとき又は法第３０条第１項第２号に規定する基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）により行われた同項第２号に規定する基準該当障害福祉サービス又は法第５１条の１５に規定する指定相談支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という。）について」を「支給決定障がい者等が法第３０条第１項第１号から第３号までのいずれかに掲げる場合又は法第５１条の１５第１項に規定する場合に該当したときであって、必要があると認めるとき」に改める。

第６条第１項中「基準該当障害福祉サービス等」を「指定障害福祉サービス等、基準該当障害福祉サービス又は指定地域相談支援」に改める。

第１０条第２項中「介護給付費訓練等給付費相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「介護給付費訓練等給付費地域相談支援給付費特定障害者特別給付費支給変更決定通知書兼利用者負担額減額免除等変更決定通知書」に改める。

第１８条第６項中「第５１条の１０第１項に規定する支給要件を満たさない」を「第５１条の１０第１項各号に掲げる場合に該当する」に改める。

第１９条第１項中「高額障がい福祉サービス等給付費支給申請書」を「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改める。

第２２条第１項中「自立支援医療費」の次に「（法第８条第１項の政令で定める医療に係るものを除く。以下同じ。）」を加える。

第２４条第１項中「法第５４条第２項に規定する指定自立支援医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）」を「指定自立支援医療機関」に改める。

第２６条第２項中「第２４条第１項から第７項まで」を「第２４条」に、「第２５条」を「前

条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第２２条第２項中「自立支援医療費認定通知書及び自立支援医療受給者証」とあるのは「療養介護医療費認定通知書及び療養介護医療受給者証」と、同条第３項中「自立支援医療費認定却下通知書」とあるのは「療養介護医療費認定却下通知書」と、第２３条中「自立支援医療費受給者証等記載事項変更届」とあるのは「療養介護医療受給者証等記載事項変更届」と、前条中「自立支援医療費支給認定取消通知書」とあるのは「療養介護医療費支給認定取消通知書」と読み替えるものとする。

第３２条第３項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

別表第５号の２様式の項を削り、同表第７号様式の項中「第４条」の次に「、第４条の２」を加え、同表第７号の２様式の項の次に次のように加える。

第７号の３様式	利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書	第４条の２

別表第２０号様式の項中「計画相談支援給付費支給（却下）通知書」を「計画相談支援給付費支給決定（却下）通知書」に改め、同表第２２号様式の項中「高額障害福祉サービス等給付費支給・不支給決定通知書」を「高額障害福祉サービス費等給付費支給・不支給決定通知書」に改め、同表第３０号様式の項から第３５号様式の項までの規定中「及び第２７条」を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、第５条、第６条第１項、第１８条第６項、第１９条第１項、第２２条第１項、第２４条第１項、第２６条第２項及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。